

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）・特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護）【1】）」

2. 日時：令和3年9月3日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

西内安全審査官◎、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所保安規定変更認可申請の概要について（案）
- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料（保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針）〔所内常設直流電源設備（3系統目）〕
- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい、原子力規制庁の畠山です。それでは九州電力玄海発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリングを開始したいと思います。完成九州電力のほうから資料に基づいて、まずは御説明からお願いいたします。
0:00:24	九州電力の林でございます。それでは、8月15日に提出させていただきました。
0:00:32	玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請の概要につきまして、
0:00:38	説明させていただこうと考えておりますけども、よろしいでしょうか。
0:00:45	はい。御説明続けてください。
0:00:48	はい。
0:00:49	こちらまず右肩1ページをお願いいたします。
0:00:55	右肩1ページにつきましては、申請概要の目次となっております、
0:01:01	御説明といたしましては、1ポツで申請案系申請案件につきまして、2ポツで許認可関係の経緯、それから、3ポツで申請の概要を、4ポツで、具体的な変更内容、それから最後5ポツで申請し傷審査スケジュールにつきまして、
0:01:20	説明させていただきたいと考えております。
0:01:23	右肩2ページ目をお願いいたします。
0:01:27	右肩2ページ目につきましては、申請案件を記載させていただいております、
0:01:33	今回8月10日に弊社限界の変更認可申請を行った案件といたしましては、
0:01:39	(1)番の特重施設の設置関係等(2)番の所内常設電源設備の3系統目の設置、
0:01:48	例えば(3)番の特重施設に係る有毒はその後、それから記載の適正化に伴う変更をさせていただいております、この資料の中では、(2)番と(3)番の説明をさせていただきます。
0:02:02	右肩3ページ目をお願いいたします。
0:02:06	右肩3ページ目につきましては、許認可関係のこれまでの経緯を説明しております、
0:02:13	産直関係の設置許可につきましては、2019年の3月に申請いたしまして、そこは12月25日にいただいております。
0:02:23	それから
0:02:25	計画は2020年に申請認可をいただいております、この度8月10日に保安規定を申請させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	それから特重施設に係る有毒ガス防護の変更につきましては、設置許可を2019年の5月に申請させていただきまして、許可を2020年の1月にいただいております。
0:02:47	工事計画につきましては、2022年の11月に申請させていただきまして、2021年度に認可をいただいております。
0:02:56	本件につきましては、同様に申請をさせていただいております。
0:03:01	それから、右肩4ページ目をお願いいたします。
0:03:06	右肩4ページにつきましては、申請の概要を説明させていただいております。まず社内直流電源系統につきましては、変更条文といたしまして、5件ございまして第83条の重大事故等対処設備
0:03:22	それから、添付3の重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準につきまして、五つの条文の変更につきまして、申請をさせていただいております。
0:03:34	それから右肩5ページ目をお願いいたします。
0:03:39	右肩5ページ目につきましては有毒ガス防護に係る変更の説明になっておりまして、こちらにつきましては、対処三条の品質マネジメントシステムピークから、
0:03:51	添付3の重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準までの記載の通りの変更条文を申請をさせていただいております。
0:04:03	続きまして、右肩6ページ目をお願いいたします。
0:04:08	右肩6ページ目につきましては、直流電源関係の具体的な変更条文の説明になっておりまして、
0:04:16	第83条の重大事故等対処設備でございますがございまして、こちらにつきましては、既存の83の15-4という条文がございまして、その条文中にエース直流電源設備に係る運転上の制限であったり、
0:04:33	確認事項、それから要求される措置を新たに規定をしております。
0:04:38	これは第87条の予防保全を目的とした点検保守につきましては、同じく直流電源設備に係る関連条文であったり、点検対象設備等を新たに規定して申請をさせていただいております。
0:04:54	それから最後、一番下の添付の3につきましては、長の14表の20というところに直流電源系統に係る代替電源からの給電の手順を新たに規定して、
0:05:07	申請をさせていただいております。
0:05:11	それから事例右肩7ページ目をお願いいたします。
0:05:17	右肩7ページ目につきましては、先ほど6ページ目に申し上げたようにさせていただきまして代替電源からの直流の電気の給電の系統がイメージとしてお伝えできるようにさ、3号機A系統の場合の給電切り換えの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	イメージ図をつけさせていただいております。
0:05:45	右肩 8 ページ目につきましては、こちらから有毒ガス防護関係の変更申請になっておりまして、まず 8 ページ目は、保安規定審査基準の改正内容を記載をしております。
0:05:59	こちらは例えば一つ目のポツにございますように、実用炉規則の第 92 条第 1 項第 8 号というところで融度小型に関わる発生時の措置について、要求されておりますので、その要求を満足するように、新たに保安規定への規定を行っております。
0:06:17	それから右肩金ページ目をお願いいたします。
0:06:24	右肩 9 ページ目につきましては、規則改正全体の考え方を示しておりまして、
0:06:30	左上にございますように、設置変更許可の審査、こちらの内容におきましては有毒ガス関係の要求がございますので、例えば右側の設計及び工事計画審査につきましては、
0:06:44	本文に要求事項と規定しております。それから右下のは保安規定の認可審査につきましては、
0:06:53	例えば保安規定の本文であれば、第 17 条の 3-2 であつたり、第 17 条の 6、それから第 1717 というところに必要な条文の変更いたしまして、申請をさせていただいております。
0:07:07	それから、図中の識別につきましては、左下に凡例がございますけれども、緑字であれば、いうところがその影響評価ガイドの調査に係る部分、
0:07:19	そういったことを示しております。
0:07:23	続きまして、右肩 10 ページ目をお願いいたします。
0:07:29	こちらにつきましては、有毒ガス防護に係るええ。
0:07:34	具体的な範囲本規程への反映概要を示しておりまして、
0:07:40	先ほど述べさせていただきました設置許可であつたり、工事計画からの誘起につきまして、例えば第 17 条の 3-2 という条文であれば、防護対象となる要因として新たに特重要因に係る規定を反映しております。
0:07:59	それからその下の添付の 2 という条文でございますが、
0:08:04	防護対象なつとなる要因としては特重要員を追加したということに加えて、手順として、換気設備の隔離手順というものを新たに規定して申請をさせていただいております。
0:08:17	続きまして、右肩 11 ページ目をお願いいたします。
0:08:24	こちらにつきましては、保安規定の添付の 2 という条文と添付の 3 という条文の具体的な申請内容の例示を示させていただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:36	例えば添付の 2-8 孔の有毒ガスというところの条文につきましては、これまで有毒ガスの発生時の対応といたしましては運転員であったり、緊急時対策本部要員に係る規定がございましたけども、
0:08:51	今回の申請で特重施設要因ということを新たに明記して申請をさせていただいております。
0:08:59	続きまして、右肩 12 ページ目をお願いいたします。
0:09:06	右肩、10 ページ目につきましては本規程として先進性させていただきました条文の適用開始時期の説明となっております、
0:09:17	有毒ガスに係る条文につきましては、付則の 4 項に規定がございますように、
0:09:23	本規定の施行の際には、関係する使用前検査、それから使用前確認がのすべての検査が終了した後に適用することとしておりまして、その適用のタイミングは、特需
0:09:38	下に係る規定と同じタイミングで適用することを考えております。
0:09:43	それから最後に、右肩 13 ページ目をお願いいたします。
0:09:49	こちらにつきましては、弊社が希望いたします審査対応スケジュールの説明となっております、
0:09:56	繰り返しになりますけれども、申請としては 8 月 10 日にさせていただきます、
0:10:02	認可規模といたしましては、2022 年の 2 月を考えさせていただいております。
0:10:09	簡単でございますけども、資料の説明は以上となります。
0:10:16	。
0:10:24	原子力規制庁の畠山です。まずご説明ありがとうございます。
0:10:29	何点かちょっとこちらのほうから確認させていただきます。
0:10:33	資料の
0:10:36	まず、パワーポイントの 4 ページお開きいただいでよろしいでしょうか。
0:10:53	今回の申請範囲について確認させていただきたいんですけども。
0:11:00	うちの条文として挙げられているのが 83 条と 87 条。ちょっと補足とか年報一旦除いて申し上げますと、この 2 ヶ所が該当しますということで述べられているかなと思うんですけども、別でいただいております補足説明資料のほう確認。
0:11:20	きますと、
0:11:27	具体的には下のページの来ページのほうを開いていただくと。
0:11:33	変更上のほうですね、129 条所員への保安教育っていうところで変更有無がありになっているかと思っています。
0:11:45	今回の変更範囲としてはこの 129 条も含むと理解してよろしいでしょうか。
0:11:51	こういう第 3 電源に関してです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	九州電力の林でございます。
0:12:23	その辺、保安規定の申請書の内容でいきますと想定 129 準は申請対象となっておりませんで、
0:12:32	再度確認させていただきますけど申し上げますけど、補足説明資料側の 129 条側が
0:12:38	誤ってるのではないかと考えておりますのですいません一番一度それ確認させていただきます。
0:12:48	はい、承知しました確認のほどお願いいたします。で、確認の結果、ちょっと間違っている部分があるようでしたらそれは修正の小さい提出をお願いしたいと思います。
0:13:02	九州電力の広でございますはいかしこ承知いたしました。
0:13:06	はい、ありがとうございます。
0:13:08	続いて、第 3 電源の案件に補足のほうを開いていただければと思うんですけども。
0:13:17	補足の
0:13:24	下にページ番号がわからないので、
0:13:27	申し訳ないんですけども、4 ポツ保安規程審査基準の要求事項に移管に対する保安規定変更条項の整理というページの
0:13:41	そこのところの 6 分の 1 ページ開いていただいてもよろしいでしょうか。保安規程審査基準の要求事項に対する保安規定の変更し、記載内容括弧 A1 の第 1 弁のところですね。
0:14:09	こちらの表を開いていただくと、
0:14:14	関連する実用規則、あとは審査基準と今回の保安規定であつたり社内規定文書との比較がなされているかと思ひますんで、いただいている補足説明資料ですと、保安規定審査基準の 92 条の 11 項 8 号イからハまでの
0:14:33	審査基準に対して、保安規定でどういった条文が関連するというふうな形で比較をなされているかなと思ひますが、この審査基準で言うところの 16 号に関する比較表といひますか、そういったものが、
0:14:49	今私が見る限りではないものかなと思ひています。その関係で、おそらく保安規定の添付の 3 であつたり、17 条の 6 ですかね。
0:15:06	に関係するところっていうのがすっぽり説明として抜けているかなと思ひていて、ここのところ説明を受けているものですので時次ちょっと付け加えて再検査をお願いしたいと思ひておりますが、九州電力の方から何かありますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:23	九州電力の樋口でございますはい堆積面も承継ありませんご認識の通りですねちょっと記載が十分にできておりませんので、ちょっと修正させていただいて、改めて提出をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。
0:15:38	はい、よろしく願いいたします。ちょっと同じページで申し訳ないんですけども、そのところで、今社内規定文書と書かれている部分があるかと思いません。
0:15:48	この社内規定文書で 83 条に関連するのは、今回は、補修基準と運転基準、これ既存のものだと思いますけども、これが該当しますとか変えられているかと思いません。
0:16:03	他方、類似のプラントといいますか仙台の関係とかで比較してみると、この 0:16:18 ちよっとお待ちください。
0:16:30	失礼しました。
0:16:33	運転基準であったりその補修基準以外に、非常事態対策基準であったりいう 0:16:43 などが該当する規定文書と書かれていて、ちよっとここ、玄海と川内で何かしらの 0:17:06 九州電力の平井でございます。その変更認識の通りですねちよっとそれは限界が抜けている可能性もござい 0:17:24 はい、抜けの可能性があるということだと思いますので、ちよっといま一度仙台 0:17:40 基本的に得意先範囲がないということでしたら適切に反映していただいて再提出をお願いしたいと思 0:17:53 はい、九州電力の品質でございます。承知いたしました。
0:18:06	続いて原子力規制庁の畠山です。ちよっと第 3 電源のところでもちよっと確認をさせていただこうと思 0:18:20 手順に関する話のところ、
0:18:24	あと、
0:18:29	概要パワーポイントですね資料の 7 ページ開いていただいてよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:49	第3電源に関するその必要の直流負荷の経営関係ですと給電に切替に関するちょっと説明が書かれているかなと思いますけども、
0:18:59	この必要の名直流の負荷の切り換えの手順っていうものをもうちょっと詳細に御説明をいただきたいかなと思っています。具体的に申し上げますと、これも川内のほうで一度資料提出いただいているかなと思うんですけども、
0:19:19	不要な電力負荷を切り離し際のその操作の概要として、
0:19:26	例えばその中央制御室のほうからこういったところを切り離しますよとか、継電器の方のほうで操作しますと、現場のほうで操作しますっていうふうなところへとそういったものがですね、仙台の方ですと、
0:19:42	昨年の1月の20日ぐらいに面談で出されている資料があるかと思うんですけども、そういった形のようにこういったところを切り離す予定で、それに対してどういうアプローチの中央制御室からやるのか現場でやるのか。
0:20:00	そういったところと、あとは切離しのタイムチャートとしてどれぐらいの時間を要するものなのか、そういうふうな詳細の手順を追加して御提出いただくことは可能でしょうか。
0:20:20	九州電力の林でございます。承知いたしました。
0:20:28	はい。お願いいたします原子力施設のハタケヤマです。
0:20:33	これとこれちょっとご提出いただきたいと思いますけども、ちょっと今わかる範囲で構わないんですけども、1ポツからその4ぽつまでですかね、7ページのところで、
0:20:43	こういったところで、どのように切り離すのかっていうところをちょっともう一度御説明をいただいてもよろしいですかね。御説明できる範囲でこのところ、どのように切り離すのか、時間のタイムチャートとしてどうなってるのかっていうのをちょっとまず口頭で御説明いただきければと思います。
0:21:00	九州電力の田巻と申します。今7ページについて御説明させていただきます。
0:21:06	それとですねまず
0:21:08	臨界第3直流電源が必要になった場合にですね、中央制御室より、
0:21:15	それとN連動NFBの横のほうにマルポチがついてるところがバンドNTT
0:21:22	と電動で動くNFBになってまして中央制御室より操作可能なようにBとなっています。
0:21:27	それで、①の作業と、②の作業を行います。
0:21:37	その後ですね③の作業でこれも中央から行うものになるんですが、
0:21:45	ほとんどNb一切りを行って、施設、
0:21:48	このSAとかのバッテリーとかの
0:21:51	給電を解除した後に、④のところを解除して専用のNTT

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:57	を給電できる状態にします。
0:21:59	ただしですね、④行う前にですね、
0:22:05	隣接する区画のところのですね
0:22:10	給電操作っていうのがありますので、④に関してはですね、
0:22:15	すべての準備が終わりました後に
0:22:19	関係するかというのは切り換え操作が終わった時点で④の操作を行って最終的にタンクからの給電が可能っていう状態になります。
0:22:28	すべて時間におきましてはちょっと時間を説明する資料がないので、後程次回のときに説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:22:40	はい、時間のことに原子力施設ハタケヤマMS時間のことに関してはまず資料に落とし込んでいただいてその資料に基づいて御説明をいただくというふうな流れでお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか、まずはちょっと資料に落とし込んでいただいて必要があれば説明を求める形としたいと思います。
0:22:57	九州電力田巻です。了解いたしました。
0:22:59	はい、えっと、あともう一つ、すみません、一番 2 番三番 4 番のそれぞれの中央制御室から運転されるということで現場操作ないっていう理解でよろしいですか。
0:23:14	①から③④については現場操作はありませんが、1 度ですね④に行うところの
0:23:34	原子力規制庁の畠山です。今の御説明ちょっと
0:23:39	④番のところの御説明の最初のほうから音が途切れているようで、今音声チェックをしてもらってよろしいでしょうか。
0:24:20	九州電力本店押せ聞こえますか。
0:24:27	九州電力の東京支社、今こちらの音声聞こえますか。
0:24:32	はい、九州電力東京支社聞こえております。はい、ちょっと本店に連絡をしてもらって音声チェックがどうなってるかちょっと確認をもらえます。
0:24:43	ありがたいのですがよろしいでしょうか。承知いたしました。はい。
0:24:53	はい。
0:25:02	はい、お待ちください。
0:25:05	はい。
0:25:07	前とか見ますと、はい。はい。
0:25:14	それが生じる状態、ちょっとマイクロ考えるそうです。少々お待ちください。九州電力の樋口でございます。今こちらの声が聞こえておりますでしょうか。
0:25:25	原子力規制庁の畠山です。本店さんからの構成は聞こえております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:33	大変、こちらのマイクの通話ま状態が悪く、失礼いたしました。それで先ほどのですね、③と④のその部分からの説明を再開させていただきますので、よろしくお願いたします。
0:25:47	③、九州電力田巻です。先ほど説明させていただいたところの続きといたしましてですね、③でですね負荷を
0:25:57	結論を直流電源のほうからかお聞き落としたときにですね、
0:26:03	④のですね右端にある系統電源に関わるちょっと計器の給電の構成がありますので、そこの方の調整を行います。
0:26:13	で、その後にですね④の電源を切って 30 から受け入れが完了したということになりますので、一部③から④の間に作業が入る。
0:26:24	いやあの場所としてはですね朝夕普通及び隣接する区画にあるんですね、時間はそんなにはかからないんですが、正式な時間としては後程提示させていただきたいと思います。
0:26:38	以上です。
0:26:40	26 規制庁の畠山です。すみませんちょっと今、③と④の間の指導でやる分についてが、ちょっと具体的にどれかがわからなくてですね、この図面がないものということでしょうか。
0:26:54	ちょっともう一度いただきですから、ちょっと聞き漏らしやっければ申し訳ないです。
0:27:00	九州電力の田巻です。えっとですね、実際に行う作業としましては、右はじのほうにある計装電源盤、
0:27:08	3 系統目蓄電池をって書かれてるんですがそのほうからですね、たとえば言いますと検討できれば部分で 1 のほうから米印で飛んでるところがあるんですが、
0:27:19	そのほうで経営基盤とかに飛んでるし、電源があるんですがそのほうの電源の切替作業があります。
0:27:27	以上です。
0:27:32	わかりました。
0:27:35	今のこの米印の 1 から 8 までですかね。に関するものが、
0:27:42	三番と四番の切り換えの間に行われるということですかね。
0:27:50	九州電力田巻です。おっしゃる通りになります。以上です。
0:27:54	そうなりますと 3 万トン切り替える間の差異は
0:27:59	その間は、
0:28:01	両側に通電されている状態ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:12	そうですねインバーター全体の方に給電されている状態になりまして、そこから負荷の切り離しという形で富化度多い状況でっていう形で一度行います。
0:28:24	これ、
0:28:27	なるほど、わかりました。もう1点ごめんなさい。
0:28:31	今この資料中央だと
0:28:35	右はじのほうは、米印が1から12番であると思うんですけども、
0:28:41	真ん中に書かれているその④のところの
0:28:44	ところにひもづいているのは、米印1から8までしか見当たらず、
0:28:50	高齢以外のその米印9から12っていうのはどういったところに流れているのかちょっと御説明いただけますか。
0:28:58	はい、九州電力田巻です。こちらの部分がですね実際に今回、A系と重みで図示させていただいてるんですが、BKの方にも同じようになって選択できるという機構になってまして、Bピットにやる場合に残り米印で数字が終われない場所。
0:29:13	いうところに救命するようにすることになってます。以上です。
0:29:18	原子力規制庁の畠山です。承知いたしましたとなりますと、今③番でバツになっている場所っていうのは、今1ヶ所だけバツになってますけども、実態上はその③番の右側にありますBの負荷に流れていきえりありますけども、ここも末になる。
0:29:35	ということでよろしいですかね。
0:29:38	以上電力田巻です。おっしゃる通りでいいですねあのB系統のほうも同様に同じところが切離しを行って給電をストップさせることになっています。以上です。
0:29:51	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:29:57	あ、すみません、申し訳ないです。えーとですね、今はちょっとおっしゃったところでちょっと次のページ、一部間違いがありまして、②のほうでですね。
0:30:07	この切り換え盤のほうでですね、A系とB系が選択できまして、その時点で一応提携のほうに連絡した場合には、そちらの④のほうの対応になるんですが、
0:30:17	そのときにはもう日キノコ選択されてないの。
0:30:22	NFB外でませんので、B系に宛先が究明されてないとかになります。以上です。
0:30:38	原子力規制庁ハタケヤマですとなりますと①②の操作の段階でA系B系のところで判断があって、
0:30:49	その次の③番のところの負荷切り離しの段階においては、そもそもいかないということですかね、B系のほうには、
0:30:59	九州電力田巻です。おっしゃる通りになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	理解しました。ありがとうございます。
0:31:28	原子力規制庁の畠山です。
0:31:30	続けてというところが須川のほうをしてもらいますが、よろしいでしょうか。
0:31:38	はい、九州電力の日吉でございます。お願いいたします。
0:31:43	はい。尤度が数に関してちょっと確認したいのがですね、まず補足説明資料でいただいている。
0:31:56	公開側の
0:31:58	4 ページ下 4 ページのほう、まず開いていただいてよろしいでしょうか。
0:32:14	これは保安規定審査基準の要求事項の整理で変更があるかないかっていうところの整理表だと思いますんで、確認したいのはこの中の三条品質マネジメント計画に関するところでございます。
0:32:29	今のところをちょっと変更のグリーンの場合にはなっているかなと思うんですけども、先ほどいただいて御説明いただいたパワーポイント説明資料の整理で言うと、
0:32:43	別表 2 の規定文書として土木建築基準に 17 を規定している旨がちょっと示されていて、ちょっとそこと整合がしないなと思うんですけども、こちらの変更有無は、
0:32:57	本来はある。ある意味になるべきだったのかどうかをちょっと御説明いただけますでしょうか。
0:33:15	九州電力の広瀬でございます。はい、その御認識いただいている通りですね第十八条の 7 というものを、第 3 条の別表 2 というところに、今回の申請で追加させていただいておりますので、
0:33:29	補足説明資料上のもので、ちょっと記載が正しくないと考えておりますので、
0:33:35	失礼いたしました。修正させていただきたいと考えております。
0:33:42	はい、承知しました。ちょっと資料のほうは再度確認していただいて漏れがないようにお願いしたいと思います。
0:34:02	はい。
0:34:07	あとちょっとすみません、事実確認だけさせていただきたいのですが、 当有毒ガスの
0:34:14	補足説明資料の 10 ページ開いていただいていいですか。
0:34:37	10 ページのほうで許可との整合性のほうで説明されているかなと思います。許可と比較をして今回ですと、添付の 3 のところに新たに規定を
0:34:53	される予定ということで認識をしておりますが、その下のほうに添付の 2 として、書かれている部分もあるかと思えます。ちょっと事実確認のレベルで申し訳ないんですけども、添付の 2 というのはもうすでにその

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	1 個前の中操とか緊対とかの由布岳のほうに変更認可の段階ですでに入れ込んでいる手順であって、この土木建築課長とかも含めてですね、
0:35:21	各役職のところっていうところも含めて、当店ものには何ら変更はないと理解しているんですけどもそこ認識に間違いはありますでしょうか。
0:35:56	九州電力の福永です。すいません。もう一度確認内容すみませんもう一度よろしいでしょうか。
0:36:06	ton的に確認したいのは、添付の 2 のところに変更があるかとかという面で確認をしたいと思ってます今回の申請の中で、
0:36:14	おそらく今回との比較でつけていただいている添付の 2 というのは、すでに認可を出している保安規定変更認可申請のものを引用されていて、今回は新記載ではないですという意味でちょっと
0:36:29	つけていただいているのかなと推察はしているんですけども、その認識に間違いがあるかとかですね、各課長とかの役職も含めてですね何か変更点があるかとかですね、今のところは、ここは変更点ないのかなという認識なんですけどその確認です。
0:37:04	地電力のPRAですすいません確認事項ありがとうございます政党スライドの生き方 11 ページのところの右質問あっちの、
0:37:15	添付 2-8 のところで、
0:37:19	この特重施設用についてのを加えておりますので、こうしているという状況になっております。
0:37:27	以上になります。
0:37:51	原子力規制庁の畠山です。須藤添付の 2 も含めて変更が生じているという理解ですか。
0:38:00	はい。連絡の表紙でございます。はい。ご認識いただいた通りになっております、こちらのほうの補足説明資料の先ほど申しいただきました 10 ページのほうの
0:38:11	添付の 2 というところが、おそらくバーになっていることを御確認いただいていると考えておまして、大変失礼いたしました。こちらの店舗にはその変更ありとなっております指定いたしました。
0:38:31	原子力規制庁の畠山です。ええと添付の 2 に関しても特重要員が含むということで、本来であればありになるっていうのは承知いたしました。ちょっと事実確認をさせていただきたいんですけども、例えばその 129 条とかの
0:38:52	教育訓練とかですかね。そういったところに関しても、何らかしらの影響があると理解すればいいですかね。
0:39:15	ちょっと伝え方が悪かったかもしれないのはちょっともう一度申し上げますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:20	今回申請されている 129 条、教育訓練、本結果、保安教育に関するところで、
0:39:31	教育を受ける職員に関してそれぞれ列記されている部分があるかと思いま す。その中で今回は特重施設要員っていうものをおつい感をされるんですか ね、ちょっと
0:39:46	ちょっと、
0:39:47	どういうふうになっているのか、そこの考えを聞かせいただけます。
0:39:53	今 129 条は今回この有毒ガス押し含むか含まないかです。
0:40:00	九州電力の記事でございます。はい、御確認の点は理解いたしました縮小が ちください。
0:41:17	九州電力の福永です。先ほどいただいた御指摘のほうはちょっとこちらのほう で確認をいたしますので、すみません、後日回答をさせていただきます。
0:41:29	原子力規制庁の島山です。承知いたしました。確認の結果についてはまずは 資料のほうで御提出いただいて、こちらに関してもいただいた資料のほうです ね、さらに確認すべき事項等がございましたらまた改めてヒアリング等で確認 させていただこうと思います。以上です。
0:41:51	電力の福永で承知いたしました。
0:42:02	はい。原子力規制庁の本庁側からは以上とさせていただこうと思いますが、規 制庁に周知さん、この班案件全体として何かありますでしょうか。
0:42:15	規制庁ニシウチです。ちょっと全体的な話だけなんですけど。
0:42:23	資料 11 のパワーポイント資料の位置付けだけなんですけど、これはあれです かね
0:42:32	この会議パワポでその概要を説明し切ろうとしているのか、必要に応じて何か その補足を見ながら説明しようとしているのかっていうところの位置付けだけ なんですけど。
0:42:43	少なくとも先ほどの
0:42:46	九州電力からの説明を聞く限りは、この概要／公明ばある程度わかるように 説明をいただいているっていうところかと思うんですけど、一方で、6 ページ目です かね、第 3 電源で言えば、
0:42:59	右肩 6 ページ目のところを見ると、
0:43:04	何を規定したっていうことが書いてあるんですけど、具体的に何をどう規定して るかっていうことが全然この資料だけだとわからなくて、続きは結局レベルの 記載であれば補足説明資料を見ないといかないといけないので、
0:43:17	すべからず概要バーコードで全部触れる必要はないと思うんですけど、少なくと もどういうことを規定しているのかっていうもう少し噛み砕いた説明はこの場合

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	／工場でもいただくべきかなと今の九州電力の説明を聞いてると、そういう位置付けの資料だと思いますのでちょっとそういう
0:43:33	ところは一度御検討いただければと思いますというのが1点目です。もう1点全体的なところでまた次の7ページ目とかですかね。
0:43:43	主に図面とかこういう何か図表とかを使っているところがメインなんですけど。
0:43:50	これちょっと紙媒体でどういふふうに見えるかちょっとわからないんですけど、少なくとも今日私オンラインで参加させていただいて、データ条例の確認をしてるんですけど、データ上だとかかなり加筆が荒くてですね何が書いてあるかよくわからないレベルなんです。
0:44:04	整定はその①②③④というのが何か明確に読めるくらいで、あとは何となくふわっとした感覚しかわからなくてですね。
0:44:12	今後ともこういうこれ中ですし、こういうのヒアリングっていうのもメインすでにメインになってると思いますので、ちょっと電子媒体上でも、ちゃんと明確に明瞭にご配慮は引き続きいただきたいなという大きく2点お願いですけどもいかがでしょうか。
0:44:31	九州電力の広でございますが、敗訴スライド6につきましてはその申請の内容は把握いただけるようにですね、LCOの該当条文の理事であったりというものを追加させていただきたいと考えております。
0:44:45	7ページ等の遠州媒体上にかかわらずですね、紙面でもちょっとこちらが説明する立場としても、見ていただきやすくですね。務めさせていただきたいと思っておりますのでありがとうございます。
0:45:01	規制庁ニシウチですよろしく願いますので1点目のもう少し詳細についていう部分は有毒ガスも同様なんですけど、まあ、有毒ガスは一部今回は特重に関係する部分もあるので、矩形範囲っていうところもあると思うので、そこは
0:45:19	九州電力の中でもう一度御検討いただいてもう少し補足いただいたほう補足したほうが良いということであれば反映をいただければと思います。特にサブ的な話ではなくてちょっと資料の全体的な確認だけですので、また充実いただいて、影響ハタケヤマが確認をした項目がまた充実買えた段階で改めて確認をして何かあれば、
0:45:39	事実確認させていただければと思いますのでよろしく願います。私からは以上です。
0:45:49	はい、九州電力の日吉でございます。はい、今一度資料全体をですね、中身させていただいて、必要な申請を図らせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:04	はい。原子力規制庁側からは以上になりますが、全体として九州電力から何かございますでしょうか。特になければちょっと今後のスケジュールについてお話ができればと思います。
0:46:19	はい、九州電力の修正でございます。弊社からも特段ございません。
0:46:26	はい、ありがとうございます。それでもえと今回指摘した内容について、どれぐらいのスケジュール関連する資料の再提出ができるのかをちょっとまず九州電力さんから御説明いただけますでしょうか。
0:46:44	九州電力の広瀬でございます。はい、いただいたコメントはですね早急に周知の修正を図ってですね、ちょっと提出させていただきたいと考えておりますけど、今ちょっとこの場でですね、いつ出せますというすいません通訳そこはちょっと困難な場面もございますので、
0:47:01	改めまして事務局を通しまして、調整させていただければと考えておりますけども、いかがでございましょうか。
0:47:11	承知いたしました。では、東京支社の紙東三経由で具体的な日付については来週頭最近当初ぐらいの段階で、いつ提出できるかについてちょっと
0:47:25	ご連絡いただければと思います。
0:47:29	それで今東京支社です承知いたしました。
0:47:33	はい。それを踏まえて、原子力規制庁としては資料確認をして必要があれば、ヒアリングなど、再度求める形としたいと思います。
0:47:45	その方針に何かコメント等ございますでしょうか。
0:47:51	九州電力の日吉でございます。弊社から特段コメントございませんので、よろしく願いいたします。
0:47:58	はい、ありがとうございます。
0:48:01	一応すみません。名のためなんですけども、今回コメントしたことについてホワイトボードに示すことができますか。
0:48:13	九州電力の広瀬でございます。はい。書きましたコメントの振り返りということでしょうか。おっしゃる通りです。ちょっと振替としてメモをとっているようであればホワイトボード到達としていただいて等のための振り返りの確認をさせていただきたいと思いますが、
0:48:29	ちっ困りました制度ではこちらからですねいただきましたコメントの振替ようさせていただきますと考えておりますけどよろしいでしょうか。はい、お願いします。
0:48:40	はい。問わず産直関係の補足説明資料に関しましては、一つ目といたしまして第1、
0:48:48	129条の保安教育関係で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:51	主要な変更があるかどうかという観点ですね懇規定の申請書、それから補足説明資料をあわせて再度確認して必要な修正を図らせていただきます。
0:49:04	次に同じく補足説明資料の中で、考案し規定の審査基準の16時16号関係ですね、事故時の対応に関しまして必要な記載添付3の記載が十分にできておりませんので、それにつきましても、修正を図らせていただきます。
0:49:21	それから同じく補足説明資料の中の社内規定文書の
0:49:27	反映につきましては現状、補修基準であったり運転基準のみしか記載ができておりませんので、仙台のようですね、非常事態対策基準等は不要か必要であれば、その理由も含めて再度確認をさせていただきます。
0:49:45	それからパワーポイントのほうに移りまして、7ページにつきましては、もう少し詳細にということですね、中央からの操作であったり、現場からの操作がイメージできるようなものとそれから切離しのタイムチャート等をですね。
0:50:01	追加させていただくことで対応させていただきたいと考えております。
0:50:07	それからいうとコバス関係に関しまして、こちらの非公開の補足資料につきましては三条の品質マネジメントシステム計画課、資料上%となっておりますので、ありというふうな修正をさせていただきたいと考えております。
0:50:25	それから、同じく補足説明資料の添付の利用につきましても、現状バーとなっておりますので、こちらもありに修正をさせていただこうと考えております。
0:50:36	それから、パワーポイント関係に五つの全般につきまして、或いは右肩6ページの保安規定の変更内容につきましてはLCO等の変更条文の例示等をつけてですね、事業者としても、説明をさして十分にできるような
0:50:53	資料構成にさせていただきたいと考えておりますし、
0:50:57	30億に限らず有毒ガスの分も追加が必要であれば、条文の例示等を行い、記載の充実を図らせていただきたいと思いますと考えております。
0:51:07	それから7ページの図を使った資料等につきましては、電子媒体、紙媒体に限らず、
0:51:15	十分に確認できるようなクオリティに仕上げさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
0:51:23	以上、弊社が認識できておりますコメントは以上と考えておりますけれども、
0:51:32	原子力規制庁の畠山です。すいません。1点だけ追加でよろしいでしょうか。
0:51:38	九州電力の日吉でございますお願いいたします。失礼いたしました。
0:51:42	すみません、こちらがちょっとコメントが漏れてるもので申し訳ないんですけども、第3電源のほうですね、当局と保安規定の記載内容の比較をしている部分があるかと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	その中の追補の 1-14 の電源の確保に関する手順等っていうページを開いていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。
0:52:13	今日説明の方続けさせていただきますが、そのページの 2 分の 1 ページを開いていただくと、保安規定と許可との比較とかそれぞれ書かれているかと思うんですけども、この保安規定のところですね、
0:52:28	代替電源による給電でえとに蓄電池による代替電源から給電っていうところがあるんですが、ちょっとこの引用元が第何条引用しているのか、或いはその店舗のにおいをしてるのかっていうところがちょっと抜けていただき、
0:52:44	動きとみられる部分もちょっと確認ができていますので、ちょっとそういった誤記がないのかっていうところについて、あとはちょっと不適切な引用元が書かれているかどうか。
0:52:56	っていうところについてもちょっと文章の品質状況のチェックをしていただければと思ってます。
0:53:08	ちょっと念のための動きとみられる部分も念のために伝えておきますか。
0:53:14	4 ポツのほう規程審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整備っていうページの
0:53:22	6 分の 4 ページ。
0:53:24	龔社内規定文書って書かれている欄のところ蓄電池が 3 回透明っていうその系統じゃなくて、
0:53:33	クッションとかのその回答に文字変わったりするので、ちょっとまあそういった面でも、資料上再度間違いがないのかっていうところ全般的にちょっと見ていただくようお願いしたいと思ってます。
0:53:47	ちょっと軽微なとこで申し訳ないですが、以上になります。
0:53:53	はい、九州電力の修正でございます。ありがとうございます今引用もとりあたり大きそうにつきましても、資料全般今一度確認させていただきたいと思えます。ありがとうございます。
0:54:04	はい。原子力規制庁本庁側から以上になります。
0:54:10	九州電力本店側から特に何か全般通して何かございますでしょうか。
0:54:21	所電力の引地でございます。弊社からも特段ございません。
0:54:25	はい、東京支社からも特にございませんでしょうか。
0:54:30	はい、東京支社です特にございません。ありがとうございます。はい。規制庁ニシウチさんからも何かございますでしょうか。
0:54:38	特にないです。はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングについては、日以上とさせていただきます。いつもありがとうございます。
0:54:50	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。